

○外務省告示第三百八十八号  
平成二十五年十一月二十八日にカンパラで、西部ウガンダ地域医療施設改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がウガンダ共和国政府との間に行われた。

- 1 援助の目的及び内容 西部ウガンダ地域医療施設改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
- 2 贈与の限度額 十八億千七百万円
- 3 贈与の供与期限 平成二十九年九月三十日まで

4 署名者  
日本側 藤田順三在ウガンダ大使  
ウガンダ側 マリア・キワヌカ財務・計画・経済開発大臣 済開発大臣  
平成二十五年十二月二十六日  
外務大臣 岸田 文雄

○外務省告示第三百八十九号  
平成二十五年十一月二十八日にマプトで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がモザンビーク共和国政府との間に行われた。  
平成二十五年十二月二十六日  
外務大臣 岸田 文雄

(訳文) (日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本使は、モザンビーク共和国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とモザンビーク共和国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

- 1 六十七億七千三百万円(六、七七三、〇〇〇、〇〇〇円)の額までの円貨による借款(以下、借款)というが、マンデインパリスンガ間道路改善計画(以下、「計画」という)を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構(以下、「JICA」という)により、日本国の関係法令に従って、モザンビーク共和国政府に供与されることとなる。

- 2 (1) 借款は、モザンビーク共和国政府とJICAとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかならず次の原則を含むこととなる前記の借款契約によって規律される。
- (a) 償還期間は、十年の据置期間の後三十年とする。
- (b) 利率率は年〇・〇パーセントとする。
- (c) 支出期間は、前記の借款契約の発効の日

の後九年とする。

- (2) (1)に規定する借款契約は、JICAが計画の実行可能性(環境)に対する配慮を含む。)を確認した後に締結される。
- (3) (1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

- 3 (1) 借款は、モザンビークの実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して行う支払で、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために両者間で締結されることのある契約に基づいて行われるものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、調達適格国において、それらの国で生産される生産物又はそれらの国から供給される役務について行われる。
- (2) (1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で合意される。
- (3) 借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

- 4 モザンビーク共和国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務がアフリカ開発銀行、アフリカ開発基金及びJICAによるアフリカのための協調融資促進制度の実施のためのガイドライン(国際競争入札の手続が適用できないか又は適当でない場合を除く)ほか従うべき国際競争入札の手続をなかならず定める。)に従って調達されることを確保する。
- 5 モザンビーク共和国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に關し、海運会社及び海上保険会社との公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。
- 6 3(1)に規定する生産物又は役務の供給に關連してモザンビーク共和国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためモザンビーク共和国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

- 7 (1) モザンビーク共和国政府は、自ら又はその実施機関を通じて、次のものを負担する。
- (a) 借款及びそれから生ずる利子に關し、JICAに対してモザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税
- (b) 借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に關し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する

- 8 (c) 計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に關し、供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社に対してモザンビーク共和国において課される全ての関税及び関連の財政課徴金
- (d) 計画の実施に従事する日本国民である被用者が計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社による雇用から取得する個人所得に對して、モザンビーク共和国において課される全ての財政課徴金及び租税

- 9 前記の租税負担に關連して、モザンビーク共和国政府又はその実施機関は、前記の財政課徴金、関税、租税及びその他同様の課徴金の清算又は支払に責任を持つ。
- 10 モザンビーク共和国政府は、次のことのために必要な措置をとる。
- (a) 借款が適正にかつ専ら計画のために使用されることを確保すること。
- (b) 借款に基づき施設の建設及び当該施設の用に当たり、計画の実施に従事する者及びモザンビーク共和国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。
- (c) 借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正にかつ効果的に維持され、及び使用されることを確保すること。

- 9 本国政府及びJICAに対し、次のものを提供する。
- (a) 計画の実施の進捗状況についての情報及び資料
- (b) 計画に關連するその他の情報
- 10 両政府は、この了解から又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずるものとする。本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

モザンビーク共和国駐在 日本国特命全權大使 橋本栄治  
外務協力副大臣 エンリケ・パンゼ閣下

(モザンビーク側書簡)  
(訳文)  
書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付の閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(日本側書簡)  
本官は、更に、前記の了解をモザンビーク共和国政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日効力を生ずるものとするに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

○外務省告示第三百九十号  
平成二十五年十二月十三日に東京で、日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定の付表の改正に関する次の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。  
平成二十五年十二月二十六日  
外務大臣 岸田 文雄

(訳文) (日本側書簡)

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、千九百七十年一月二十日に東京で署名された日本国政府とフィリピン共和国政府との間の航空業務協定(以下、「協定」という)の第十一條及び第十三條の規定に従って二十三年九月十一日及び十二日に東京で行われた日本国及びフィリピン共和国の航空当局の間の協議に言及する光栄を有します。

本大臣は、また、前記の協議において到達した合意に基づき、及び協定第十三條の規定に従い、この書簡に添付する新たな付表が協定の現行の付表に代わることを日本国政府に代わって提案する光栄を有します。

本大臣は、更に、前記の提案がフィリピン共和国政府にとって受諾し得るものであるときは、この書簡及びその旨の閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日効力を生ずることを提案する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

日本国特命全權大使 岸田文雄  
フィリピン共和国外務大臣 アルバート・デル・ロサリオ閣下